

## ① 制度の概要

障害者の法定雇用率引き上げに伴い、県内に**特例子会社**や**特定組合等**を設立する事業主を支援します。設立準備にかかる経費を補助し、企業による障がい者雇用を促進するのが目的です。

**神奈川県内**に本社がある事業主等が対象で、設立後に認定を受けることが条件です。中小企業や複数の重度障がい者を雇用する場合は、補助率が優遇されるのが特徴です。

## ② 支援内容

## □ 特例子会社の設立

県内に本社がある事業主が、特例子会社を設立・認定する経費を補助。

最大500万円

補助率1/3～1/2以内

## □ 特定組合等（算定特例となる事業協同組合等）の設立

複数の中小企業と雇用促進事業を実施する組合等が対象。

最大500万円

補助率1/2以内

## ③ 対象となる事業・経費

## 【特例子会社の設立】

- 設立プラン策定（外部専門家、社員研修費）／コンサルティング費
- 株式会社等の設立経費／官公署手続きにかかる行政書士等への報酬
- 障がい者である従業員の採用に係る経費

## 【特定組合等（算定特例となる事業協同組合等）の設立】

- 設立プラン策定（外部専門家、社員研修費）／コンサルティング費
- 株式会社等の設立経費／官公署手続きにかかる行政書士等への報酬
- 障がい者である従業員の採用に係る経費

## ④ 対象者

- 県内に本社（特例子会社の場合）または主たる事務所があること
- **雇用する労働者が43.5人以上**であること（特例子会社の場合）
- 障害者雇用の促進等に関する法律に基づく**認定**を受けること
- その他、本補助金の要綱に定める要件を満たす者

## ⑤ 採択率向上のポイント

- 経営戦略としての位置づけ：中長期的な**企業価値向上**として計画する
- 設立後の障がい者雇用人数・職域確保・職務内容など、**具体的な雇用計画**を明示
- 労務管理や業務設計について、**外部の専門家**から意見を求める

## ⑥ 戰略的分析

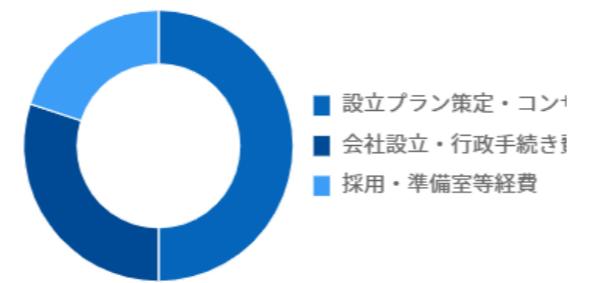
## 【特例子会社設立のメリット】

- 雇用率算定特例の活用で、**法定雇用率**の達成・維持がしやすくなる
- 親会社からの切り出しで、**業務の効率化・専門化**が進む
- 障がい者が働きやすい環境を整備でき、**定着率向上**に繋がる

## 【特定組合等設立のメリット】

- 複数の中小企業が共同で雇用を促進でき、**雇用機会を創出**
- 雇用促進事業の実施により、組合員の**雇用義務を軽減**できる

## ⑦ 設立準備に要する経費



(2025年時点の想定)

設立プラン策定や**外部専門家**への費用が最も大きな割合を占める。

## ⑧ 特例子会社における雇用事例

活動分野	代表的な取組例
一般事務	データ入力、資料作成、郵便物仕分けなどの事務補助
清掃・施設管理	オフィスや工場内の清掃、 <b>植栽管理</b> 、駐車場管理など
製造補助・検査	軽作業、部品の組立、 <b>製品の仕分け</b> や梱包作業
デジタル業務	ウェブサイトの更新、 <b>名刺作成</b> 、動画編集などの専門業務

## ⑨ 専門家活用のススメ

- **中小企業診断士**：事業計画策定や**経営戦略**のアドバイス
- **行政書士**：特例子会社・特定組合等の**認定申請**手続き
- **社会保険労務士**：**労務管理**や障がい者雇用に関する法務手続き

## ⑩ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
申請書一式	・要綱や様式に沿って、 <b>必要事項</b> がすべて記載されているか
事業計画書	・設立後の具体的な <b>事業内容</b> や雇用計画が明確か
登記事項証明書	・県内に <b>本社</b> があること、会社の実態が確認できるか
財務諸表	・会社の <b>財政状況</b> が安定しており、事業継続性があるか

\*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/12/15作成】

## ⑪ 申請スケジュール

## ● 事前準備

- 要綱の確認、事業計画の策定に**1ヶ月～2ヶ月**

## ● 申請期間

2025年4月1日～**随時**（2026年3月31日までに完了する事業が対象）

- 予算がなくなり次第終了となります。
- 毎年度予算の範囲内において実施しています。

## ● 審査期間

- 申請受付後、**約1ヶ月程度**で内容を審査（予定）

## ● 採択結果通知

- 審査後、速やかに申請者に**結果が通知**される（予定）

## ● 交付決定

- 交付決定後、**事業を開始**
- 事業完了と実績報告は**2026年3月末**までに必須

## ⑫ 問い合わせ

## 制度詳細

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/tokureikogaisha-hojokin.html>

詳細な手続きや公募要項は必ず制度詳細ページをご確認ください。

## お問い合わせ

神奈川県 産業労働局 労働部 雇用労政課

障害者雇用促進グループ

TEL.045-210-5871

※お問い合わせは制度詳細ページよりお願いいたします。